

件名【ABC 消費者情報 Vol. 99】

■利用した覚えがない架空請求にご注意！

利用した覚えがない「有料サイト利用料」「出会い系サイト利用料」などの請求を受けているという相談が寄せられています。「法的手段に訴える」などの表現を使い、消費者の不安をあおって支払わせる手口です。利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう。

■相談事例

○スマホに「サイト料金が未納。連絡が無ければ、身辺調査する。」と SMS（電話番号を用いたメール）が届いた。連絡しないといけないのか？

■アドバイス

○「連絡するように」と書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。個人情報を聞き出されたり、業者からの請求がさらにエスカレートするケースもあります。

○「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」などと書かれていても、利用した覚えがなければ支払わず無視しましょう。

○不審に感じたら、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](#)